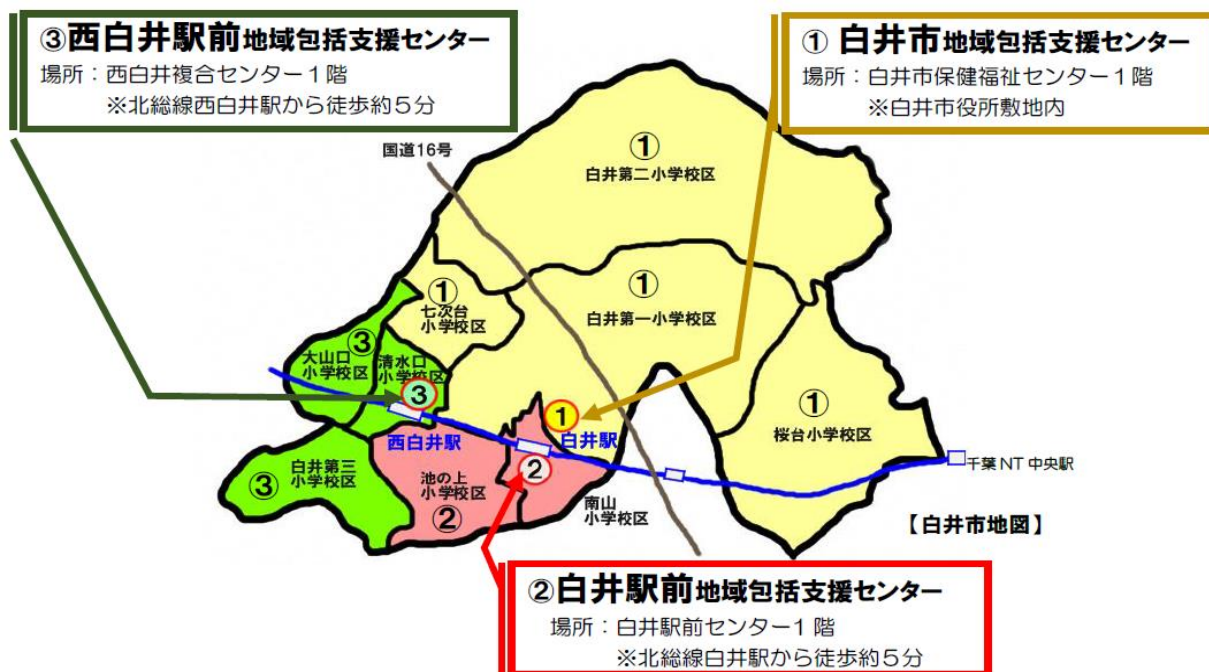


## 令和3年度 白井市各地域包括支援センター事業計画書

I. 地域包括ケアシステムの構築に向けた各地域包括支援センターの目標 ..... 2

III. 各事業に関する取り組み方針 ..... 2-7

1. 基本項目
2. 介護予防・日常生活支援総合事業
3. 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)
4. 包括的支援事業(社会保障充実分)



## I. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括支援センターとしての目標

直営	市内3か所の地域包括支援センターの基幹型として、センター間の総合調整、地域ケア会議開催、困難事例に対する後方支援を行います。また、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援体制整備の充実」に向けた施策立案を行い、関係機関・職種の協力を得ながら事業実施に取り組みます。
白井	市内に暮らす高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送り続けられるよう、専門職の支援力向上を図り信頼のできる相談窓口づくりを目指す。また、関係機関や事業所と日常的に相談・情報共有を行っていき、円滑な相談支援が実現できるよう努めていきます。
西白井	一人暮らしや家族に頼れない人からの緊急時や介護、後見等の相談が増えています。行政サービスだけではたやすく在宅困難に結びつく方々です。一方で、その隙間を埋めるように「ちょいボラ」のような地域活動や民間サービスの多様化も進んでいます。 ○今年度は両者をつなぐコーディネート、特に地域活動の利用促進に力を入れていきます。 ○地域包括ケアシステムの構築に向けては昨年に引き続き、 「つなげるために」=人と社会と資源のネットワーク力の強化と、 「担うために」=役割を担う専門職は知識と技術の研鑽に励み、 これまでの5年を次の5年に向けた着実な土台にしていきたいです。

## II. 各事業に関する取り組みの方針

### 1. 基本項目

#### - 組織運営体制・個人情報保護・利用者満足の向上・公平性中立性の確保

市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
直営	<p>(1) 組織・運営体制及び市との連携 センター間の総合調整や技術支援といった後方支援、業務運営状況の把握と指導により、3か所の地域包括支援センター業務の円滑化を図る。</p> <p>(2) 個人情報の保護 情報の漏えい防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を徹底するとともに、内部規定やセキュリティ体制の構築等万全の措置を講ずる。</p> <p>(3) 利用者満足の向上 地域包括支援センターの認知度がさらに向上し、困ったときに相談が寄せられるように、周知啓発を図る。</p> <p>(4) 公正・中立性の確保 各地域包括支援センターにおいて適正な運営がなされているかを点検し、公正・中立性を確保する。</p>
	<p>・地域包括支援センター連絡調整会議を開催し、情報共有するほか、市の方針を伝達する。(月1回)</p> <p>・地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談や苦情をとりまとめ、保険者に報告・協議する。(随時・書面)</p> <p>・各地域包括支援センター担当圏域の高齢者人口、独居・高齢者のみ世帯数(実態調査ベース)、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等結果を提示し、地区分析の参考資料としてもらう。</p> <p>・資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、実施する。</p> <p>・個人情報の保護や漏洩した場合の対応等について、非常勤・会計年度任用職員を含めた全職員を対象に研修会を実施し、個人情報保護のルール周知を徹底する(年1回)。</p> <p>・市のホームページや介護サービス情報公表システムの更新を随時行い、最新の情報を掲載する。</p> <p>・地域包括支援センターの業務や講座等周知を行うリーフレットを作成し配布するほか、広報に掲載する。</p> <p>・各地域包括支援センターにおいて、国の指標及び市の独自指標に基づいて自己点検を実施し、市が客観的評価を加えたうえで、結果を運営協議会に報告する(年1回)。</p> <p>・運営協議会で提出された改善提案をふまえて運営方針を再検討し、「白井市地域包括支援センター運営方針」に付記する(随時)。</p>

白井駅前	市民・その他地域関係者との関わりを積極的に持ち、身近な場で適切に対応することで圏域内の相談が寄せられるように努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内の高齢者の集いの場（サロンなど）へ各地区月1回以上の参加をする。</li> <li>・圏域内自治会掲示板等に地域包括周知ポスターを掲示する。</li> <li>・寄せられた相談を適切・丁寧に対応する。</li> </ul>
	複数の来所相談者が来た場合、プライバシーが守られるよう配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談場所を隔てる扉の修繕依頼を行う。</li> <li>・別室案内の際は、外から相談者の顔が見えないようブラインドを閉めて相談対応を行う。</li> </ul>
西白井駅前	コロナ関連の動向に留意し、市と連携のもと適切な対応を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者が不安なく面談できるよう来所、訪問とも感染予防を徹底する</li> <li>・感染予防講習に全員が参加、部署内でも高感染リスク時の対応についてシュミレーションを行う</li> <li>・予防接種終了後、サービス利用等相談増加が予想、委託先の確保等サービス開始に支障が出ないよう努める</li> </ul>
	専門職等の知識、技術の向上のため、内部研修、勉強会の時間を確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部会議時内に行っていた研修報告やミニ勉強会を発展させ、外部研修参加者による伝達研修の時間を計画的に設ける。</li> <li>・直営参加によるケース検討の事例提出者等はあらかじめ年度計画に定め、プレゼンの事前準備を行う</li> </ul>

## 2. 介護予防・日常生活支援総合事業

	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
直営	<p>(1) 住民主体の介護予防・地域全体での支え合い・交流・見守りの場が確保されているよう多様な働きかけを行う。</p> <p>(2) 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう目的志向型のケアマネジメントを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における担い手の増加のため、生活支援員養成研修を実施する。（年2回）</li> <li>・地域全体での支えあい・交流の必要性について地域のサロン等に参加した際に地域住民に対し、普及啓発を行う。</li> <li>・生活課題の分析のもと、総合事業のみならずインフォーマルサービスや地域の活動への参加を組み合わせたケアプランを利用者とともに作成し、達成状況について評価を行う。</li> </ul>
白井駅前	要支援者・事業対象者に対し、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう支援を行っていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントを丁寧に取り、本人に適切なサービスの説明、提案を行っていく。</li> <li>・サービス利用者へ必要な頻度で評価、見直しを実施し、本人の状況にあったサービスの利用へと繋げる。</li> </ul>
	地域の支え合い機能の充実に向けて地域の協力員や協力団体と連携を図り、高齢者が安心して生活を送れる地域づくりを目指していく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内で開催されているサロン等へ積極的に参加をし、参加者および協力者からの相談受付や地域住民に向けて講座等を実施し、地域課題の把握や地域住民・協力者との関係構築を図る。</li> </ul>
西白井駅前	地域生活の継続、介護予防を念頭に置き、利用者個々のニーズや意向に沿ったケアマネジメントを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援型ケアマネジメントの研修、事例検討等に参加しアセスメント力をつける</li> <li>・委託事業者が提出したケアプラン点検を行い、ケアマネジメントが適切が確認し、必要に応じ指導する</li> </ul>
	住民主体の集いの場が継続的に拡大していくよう運営の充実に協力する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源マップを活用し、地域住民にサロンの紹介を行う</li> <li>・市の保健師等と協働し、集いの場で介護予防の講座を実施する</li> </ul>

### 3. 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数・目標など)
<b>総合相談支援事業</b>  <b>【運営方針重点的取組み】</b> ●基幹型地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類し、経年的に件数や傾向を把握し、運営協議会で報告します。【市全域】	<b>直営</b> 常勤専門職の専門性が発揮され、運営形態を問わず、各地域包括支援センターの力量が均一に向上し、支援困難性の高い事例にも適切に対処できるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域包括支援センターでケース検討会議を行い、支援方針の全体での検討を行いながら会議スキルの向上を図る(2か月に1回)。</li> <li>・高齢者虐待や処遇困難事例については、直営の助言担当職員を明確にし、常にその職員に相談できる体制をつくる。</li> </ul>
	個別世帯を支援するネットワーク・地域包括支援センターの担当圏域内のネットワークを充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当圏域内のネットワークについて、民生委員や見守りパートナーなど見守り支援者を対象とした意見交換・交流会を開催する(7～8月頃)。</li> <li>・高齢者の見守りや地域での支えあいの促進のために見守りパートナー養成研修を行う(7月頃)。個別世帯を支援するネットワーク構築のため、必要な世帯について地域ケア個別会議を行う(年2回)。</li> <li>・しろい高齢者みまもりネット連携会議の開催(年1回)。ネットワークレポート作成・発行(年2回)</li> </ul>
	<b>白井駅前</b> 地域の関係者・協力者との連携強化を図り、より充実した支援を行っていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域の民生委員・見守りパートナーとの交流会(年1回以上)の開催を目指す。</li> <li>・地域の特徴や社会資源を把握に努める</li> <li>・地域ケア個別会議(ご近所支え合い会議)を年2回以上の開催を目指す。</li> </ul>
	高齢者が安心して相談ができる窓口として、三職種の知識向上・協力体制の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の関係者と協力体制を支援が必要な高齢者の早期発見・早期解決に結び付ける。</li> <li>・関係機関と連携して必要なサービス・制度の利用につなげる。</li> <li>・包括内で個別課題の情報共有・検討を行っていく。</li> </ul>
	<b>西白井駅前</b> 地域の様々な関係者とのネットワーク構築を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員定例会に2回以上参加</li> <li>・関係団体の研修や交流会に参加する</li> <li>・コロナ禍で対面活動が制限されたときはWEBや紙面を活用する</li> </ul>
	継続支援シートを活用し、課題分析力の向上と関係機関との方針の共有を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の長期化が見込まれる場合に主担当が作成(年3ケース以上)</li> <li>・段階的に目標を設定し、評価する</li> <li>・蓄積した事例を後に活用できるよう、データは適切に保存、管理する</li> </ul>

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)	
<b>権利擁護事業</b>  <b>【運営方針重点的取り組み】</b> ●課題支援型地域ケア会議について、法律や税、社会保険などの専門職から助言が受けられる権利擁護型の会議を開催し、成年後見人や地域包括支援センターの権利擁護活動を支援します。【市全域】 ●地域共生社会の実現に向けて、住民同士の見守りや支え合いのある地域づくりを進めるほか、成年後見人の活動支援や、親族に頼れない人の終末期・死後への備えの取組みを充実させます。	<b>直営</b>  成年後見制度や公正証書の作成などについて情報提供が受けられる機会を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度(法定後見・任意後見)、死後事務委任契約や遺言、家族信託などをテーマとする講座を開催する。</li> <li>・公証人による個別相談会を開催する。</li> </ul>	
		親族に頼れない人の終末期・死後への備えの取組を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族に頼れない人の終末期の備えについての相談対応の際には、終活支援ノートを活用しながら支援を行う。</li> <li>・ホームページや広報紙を通じて、終活支援ノートの周知を図る。</li> </ul>
		法人後見団体や親族後見人の活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人後見団体や親族後見からの個別の相談を随時受け付ける。</li> </ul>
	<b>白井駅前</b>  判断能力が低下し契約行為等に支援が必要な高齢者に対し、成年後見制度等を提案・調整をしていく。	高齢者虐待が疑われる案件に対し速やかに把握を行い、市や警察、その他関係機関と情報共有を行い被害者の安全を図っていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集いの場(サロン等)を活用し、成年後見制度や日常生活自立支援事業を住民へPRを実施し、普及に努める。</li> <li>・権利擁護関連の研修等を受講し、知識向上・情報の習得に努める。</li> <li>・通報を受けた案件に対し、速やかに適切なルートで状況確認を行い市へ報告していく。</li> <li>・日常的に地域住民や関係者と連携を図り、高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応を図る。</li> </ul>
		成年後見制度活用促進に向けて、実務力の強化と後見団体等の連携を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度関連の研修や地域の後見団体が行う講座等に参加する</li> <li>・近隣の第三者後見団体の情報収集を行う</li> </ul>
	<b>西白井駅前</b>  担当圏域において、終活支援ノートの周知およびミニ講座の開催を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終活支援ノート活用のミニ講座等の開催依頼があった際は、直営包括と連携を図り、希望に添った講座を開催する(年3回目標)</li> <li>・各地区での集いに参加する際は、救急医療情報キットと合わせ、終活支援ノートの周知活動も行う(年4回目標)</li> </ul>	

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)	
<b>包括的・継続的ケアマネジメント支援事業</b>  <b>【運営方針重点的取組み】</b> ●主任ケアマネジャーの指導力の向上、スキルアップを図ることを目的として、情報交換や勉強会の機会を設けます。【市全域】 ●地域ケア会議の結果報告や、ケアマネジメントに役立つ情報を掲載した「けあまね通信」を発行します。【市全域】	<b>直営</b>	ケアマネジャーがケアマネジメント上の困難を感じたときに、各地域包括支援センターへの相談につながり、支援できる。	・介護、福祉関係の制度や市内の多様な既存資源情報を把握し、ケアマネジャーへの情報提供やケアマネジャーが連携が図れるよう支援を行う。
		自立支援型のケアマネジメントの実践に繋げることができるよう、各地域包括支援センターがケアマネジャーを支援・指導できる。	・自立支援型地域ケア会議の開催 ・主任ケアマネジャーの情報交換や勉強会の実施 ・介護予防ケアマネジメント研修や業務における説明会の実施 ・介護予防ケアマネジメントの手引きの充実
		ケアマネジャーのニーズに基づいて、ケアマネジメント環境の整備を進めていく。	・市、ケアマネ協議会と連携し、ケアマネジャーのニーズ把握・整理を行い、課題に対しての実践を他事業と連携し進めていく。
	<b>白井駅前</b>	主任ケアマネジャーの資質・指導力向上を図り、地域のケアマネジャーが安心して相談ができる機関を目指す。	・基幹型センターと連携を図り、地域のケアマネジャーへ適切な指導や助言、情報提供を行っていく。 ・勉強会・研修へ積極的に参加をし、知識の向上を図る。
		地域や委託先のケアマネジャーが抱える困難ケースの相談やケアマネジメントに関する質問に対応していく。	・必要に応じて同行訪問を行い、ケアマネジャーが抱える困難事例に対し助言を行っていく。 ・ケアマネジメントに関する説明、指導を行っていく。またケアマネジャーとの良好な関係を築き、相談がしやすい環境づくりを目指す。
	<b>西白井駅前</b>	ケアマネジャーが地域の様々な資源を活用できるよう支援する	・地域資源マップや地域助け合い活動等の情報をケアマネジャーに配布する ・多様なサービスの情報や事例を収集する ・駐車スペースの確保等、ケアマネから見た地域の課題の把握に努める
包括の持つネットワークも十分に活用し、ケアマネジャーからの相談に応える		・必要に応じて 基幹に助言を求める 高齢者以外の担当課や他機関にも情報、助言を求める 課題支援型ケア会議への事例提供を支援 ・その後の経過を確認するなど、継続したサポートを行う	

**4. 包括的支援事業（社会保障充実分）※地域ケア会議は各包括実施。他は、直営包括が実施し、他2か所包括が協力**

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携、認知症対策推進協議会で検討された実施計画に基づいて、課題解決に向けた取り組みを主体的に行う。	・協議会の開催 ・課題別ワーキンググループの開催 ・救急医療情報シートの周知啓発 ・多職種連携研修会の実施（年4回） ・在宅医療、在宅看取りに関する市民啓発の実施 ・終活支援ノートの周知・配布（再掲）
生活支援体制整備事業	第1層・第2層協議体運営事務局の委託を行い、生活支援コーディネーターにより住民主体の活動の充実を図る。	・地域ぐるみネットワークふれあい会議（第2層協議体）：A・B圏域に配置した生活支援コーディネーターが地域課題の問題提起を行い、住民主体の生活支援サービス創設に向け検討を行う。 ・白井市助け合い活動補助金の助成と制度の周知を実施。 ・地域包括ケアシステムガイドの配布・周知を実施。

項目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数などの目標など)	
認知症総合支援事業	初期集中支援チーム活動を通して、医療・介護間の連携を深め、本人/家族の支援体制づくりを進めていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター職員（認知症地域支援推進員等）との連携</li> <li>・多職種連携研修会の開催</li> <li>・市内医療・介護職種への活動周知</li> <li>・認知症周知啓発月間</li> <li>・認知症パートナー活動の充実</li> <li>・本人ミーティングの開催</li> </ul>	
地域ケア会議推進事業	直営	各会議目的に沿った運営が可能となるよう運営スキルの向上を図る。	・白井駅前・西白井駅前地域包括支援センターで実施するケース検討会議において司会や書記を各職員に経験してもらい、地域ケア個別会議運営のスキルを身に着ける。
		地域ケア会議によって個別課題の解決・自立支援を図るほか、個別課題の集約分析を行って地域課題を明らかにし、政策提言を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の個別課題の解決を目指し、本人に関係するフォーマル・インフォーマル支援者の役割分担を検討する地域ケア個別会議（ご近所支え合い会議）を実施する（年2回）。</li> <li>・ケアマネジャーや地域包括支援センターが生活援助中心ケアプラン事例を提出し、専門職が助言を行う課題支援型地域ケア会議を実施する（随時）。</li> <li>・高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの実現のために、要支援認定者等の事例を提出し、多職種が助言を行う自立支援型地域ケア会議を実施する（月1回）。</li> <li>・白井市地域ケア推進会議を実施し、地域課題を明らかにするとともに、政策を検討し、次期介護保険事業計画に反映させる（年2回）。</li> </ul>
	白井駅前	介護支援専門員のケアマネジメント支援として、地域ケア個別会議（ご近所支え合い会議）の開催を図り、助言力の向上に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア個別会議（ご近所支え合い会議）を年2回以上開催を目標とする。</li> <li>・地域ケア会議での助言力向上を図るため、研修や勉強会への積極的参加、自習に努め専門的知識を得る。</li> </ul>
	西白井駅前	支援が必要な地域住民が住み慣れた住まいでの生活を送れるよう多職種が連携して課題解決に努める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご近所支え合い会議を年2回以上開催</li> <li>・自立支援型地域ケア会議に助言者、事例提供者として年6回以上出席</li> <li>・スキルアップのためケース検討会を定期的実施</li> <li>・地域ケア推進会議に参加し、地域課題の報告をする</li> </ul>